【入浴】登録基準・自己申告事項まとめ

内閣府

【該当する災害対応車両】

シャワーカー、シャワートレーラー、シャワーコンテナ等

登録基準	○ 入浴又はシャワーのための環境が整備されていること。 ○ 浴槽及びシャワー、又は、シャワーがそれぞれ2つ以上設けられていること（ただし、水循環システムを活用する場合は、この限りでない）。 ○ 脱衣所が設けられていること。 ○ 給湯設備が設けられていること。 ○ 暖房設備が設けられていること。 ○ 照明設備が設けられていること。 ○ 換気設備が設けられていること。 ○ 室内について、バリアフリーに配慮し、可能な限り段差の無い仕様であるほか、手すり等が設けられていること。 【確認手法】 上記基準に適合することについて、図面（設計図書、竣工図書その他これらに準ずる書面）、車両写真、各種許可書等で確認する
自己申告事項	○ シャワーの設置数（台） ○ 浴槽の設置数（台） ○ 熱源供給エネルギーの別（発電機/ポータブル電源/LPガスボンベ/太陽光パネル/その他） ○ 冷房設備の有無 ○ 寒冷地対応の可否（配管保温の処理/スノータイヤ所持の有無/積雪耐荷重/断熱数値） ○ 車いす対応の可否（室内段差なし、間口80cm以上、室外との間に発生する段差を解消するためのスロープ（勾配1/12以下）の設置が可能である等） ○ 災害対応車両の管理に必要な人員の有無及び管理の具体的内容 ○ 追加申告欄（自由記入） 【確認手法】 上記項目について、申請書、図面（設計図書、竣工図書その他これらに準ずる書面）及び写真、各種認定書等で確認する